

山梨大学総合情報処理センター教官選考規程

制定 平成14年10月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨大学総合情報処理センター(以下「センター」という。)の専任教官の選考に関し、必要な事項を定める。

(選考委員会の設置及び専任教官の選考)

第2条 専任教官の人事に関する事項について審議するため、山梨大学に山梨大学総合情報処理センター教官選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 専任教官の選考は、選考委員会の議に基づき学長が行う。

(選考委員会の組織)

第3条 選考委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 各学部長
- (2) センター長
- (3) 副センター長
- (4) 各学部から選出された教授 各2人

2 前項第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考委員会の委員長)

第4条 選考委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

(選考委員会の会議)

第5条 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

3 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

4 選考委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(庶務)

第6条 選考委員会の庶務は、総務部情報化推進室において処理する。

附 則

1 この規程は、平成14年10月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に委嘱される第3条第1項第4号の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。